

財産処分の承認基準について（概要）

地方公共団体の場合

- A (1) 10年経過後の転用、無償譲渡等
(2) 合併市町村基本計画に基づく10年経過前の転用、無償譲渡等
(3) 災害等による取壊し等

- 国庫納付不要
○ 報告によるみなし承認（包括的承認制）

- B (1) 10年経過前の転用、無償譲渡等
(2) 有償譲渡等

- 国庫納付を条件に承認

〔納付金の額〕

- ① 10年経過後の有償譲渡等

$$\text{譲渡額} \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$$

※ ②の額を上限額とする。

- ② 10年経過前の転用、無償譲渡、有償譲渡等

$$\text{国庫補助額} \times \frac{\text{残存年数}}{\text{処分制限期間}}$$

(注1) 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る財産処分については、手続不要。

(注2) A(1)(2)、B①の財産処分は、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行われるもの。

(注3) 10年経過前でも、次の場合は、国庫納付不要。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う転用、無償譲渡等（個別に認めた場合）
- ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等
- ・やむを得ない取壊し等

(注4) 10年経過前の有償譲渡等でも、次の場合は、①の算定式を使用。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う場合（個別に認めたもの）
- ・同一事業を10年以上継続する場合

地方公共団体以外の者の場合

- A (1) 10年経過後の厚生労働行政関連事業等への転用、無償譲渡等
〔厚生労働行政関連事業のほか、幼稚園などの関連事業への転用、無償譲渡等
国又は地方公共団体への無償譲渡等〕
- (2) 災害等による取壊し等

○ 国庫納付不要

- ※ (1)は、承認後10年間は処分制限あり。
※ (2)は、報告によるみなし承認。

- B (1) 10年経過後の厚生労働行政関連事業等以外への転用、無償譲渡等
(2) 10年経過前の転用、無償譲渡等
(3) 有償譲渡等

○ 国庫納付を条件に承認

〔納付金の額〕

- ① 10年経過後の有償譲渡等（厚生労働行政関連事業等に使用の場合）

$$\text{譲渡額} (\times 2) \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$$

※1 ②の額を上限額とする。

※2 譲渡額が評価額に比して著しく低価な場合には、評価額。

- ② 10年経過前の転用、無償譲渡、有償譲渡等
10年経過後の有償譲渡等（厚生労働行政関連事業等以外に使用の場合）

$$\text{国庫補助額} \times \frac{\text{残存年数}}{\text{処分制限期間}}$$

(注1) 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る財産処分については、手続不要。

(注2) A(1)、B①の財産処分は、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提に行われるもの。

(注3) 10年経過前でも、次の場合については、国庫納付不要。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う厚生労働関連事業等への転用、無償譲渡等（個別に認めた場合）
- ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等
- ・やむを得ない取壊し等

(注4) 10年経過前の有償譲渡等でも、次の場合には、①の算定式を使用。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う厚生労働関連事業等に使用する場合（個別に認めたもの）
- ・同一事業を10年以上継続する場合